戦後の望遠鏡業界と双眼鏡輸出の歴史

社団法人日本望遠鏡工業会

平成 13 年 10 月

はじめに

戦後56年経過した今、望遠鏡業界においては各種団体が林立し、華々しく伸びてきましたが、 現在は集約期に入ってきております。 戦後の双眼鏡の輸出はほぼ10年で年間生産量100万台 を突破し、またその後業界に携わる方の努力と行政の指導により、飛躍的な発展を遂げておりま す。また、業界に携わる方の層も年々変化しており、過去の状況の把握が次第に薄れている感が してきております。

平成12年4月望遠鏡の工業会団体が再編され1つになったのを機会に、過去の歴史(戦後のスタート時より昭和55年頃まで)の概要を知り、先達の苦労努力を偲ぶ縁(よすが)とすべく年表形式でまとめてみました。

なお、これらをまとめるにあたり東洋実業株式会社 会長 山崎 寿氏、社団法人日本望遠鏡 工業会相談役渡辺英冶氏のご指導ご協力を感謝致します。

なお、個々の詳しい内容につきましては引用させていただいた出版物を閲覧していただければ 幸いです。

平成 13 年 10 月

社団法人日本望遠鏡工業会 専務理事 小林 滋

引用させていただいた出版物

- * 双眼鏡産業のあゆみ 昭和52年5月 株式会社産業材料調査研究所
- * 双眼鏡産業のあゆみ 昭和53年5月 社団法人日本双眼鏡工業会
- * 日本望遠鏡工業会 初代事務所長 増渕光正氏業務日誌(非発行)
- * 15年のあゆみ 平成2年 2月 日本単眼望遠鏡工業会

* 今回のホームページ掲載にあたり、昭和 55 年以降の変遷について若干追記及び修正を致しました。

(社)日本望遠鏡工業会事務局

戦後の望遠鏡業界と双眼鏡輸出の歴史

終戦数ヶ月後

多少落ち着きを取り戻した業界人は兵器産業から平和産業への転換を考え、二つの団体が設立された。

日本光学機器工業組合創立

(理事長(初代)大木富治氏 組合員;黒木光学、常盤光学、関東光学、小宮光学,若井光学、埼玉光学、中央光学、妙義光学,森田光学、瑞宝光学、双葉光学、東亜光学、富士機械、 鎌田光学、日本硝子工業)

進駐軍の PX より双眼鏡の共同受注に成功、品質の統一を図り、共同検査を行って、クレームの未然防止に努め数回にわたって受注、出荷した。これは当時の業界に大きな希望を与えた。やがてこの工業組合は、光学精機工業協会・望遠鏡部会に団体加入した。

S21年 1月

光学精機工業協会設立

(日本光学、東京光学、小西六写真が発起人となって設立され、その中に**望遠鏡部会**(事務所長・増渕光正氏)が設けられた。)

備考:部会はカメラ、映画、測定機、顕微鏡、望遠鏡の6部会であった。

S21年 8月

望遠鏡部会は G. H. Q 経済科学局外国貿易部の雑貨担当官ライアン (Mr. Ryan) 氏を訪れ、双眼鏡の輸出について交渉した。一方日本政府の商工省貿易庁担当官、豊田正男氏にも双眼鏡輸出許可取付けを要望していたが、豊田氏は部会の希望を叶えてやろうとライアン氏のもとに日参されていた。

この熱意に打たれたライアン氏は「本当に双眼鏡が出来るのか」と言っていたが、やがて「双眼鏡のサンプルとカタログを提出されたい」まで一歩前進した。5 個の双眼鏡(7×50 、 6×24 、 8×30 、オペラ $3.5 \times$ 、 $2 \times$ 、)と原価計算書を提出した。

また、商工省より輸出光学品の検査は光学精機工業協会で行うよう指示があり、部会は検査 委員会を設け、輸出再開に備えた。

同年 9月

商工省を通じ GHQ 経済科学局のパッカード氏より 「双眼鏡の輸出は見込みなし」との返事があり、関係者を落胆させた。

それでは PX への納入を交渉したが、値段が高くて買えないと云い、サンプソン中佐は下記の価額を示した。

10×50;750円、7×50;600円、8×30;470円、6×24;300円、4×オペラ;135円(埼玉光学製)、3.5×オペラ;150円(日本光学製)

注)高いというのは前記工業組合が納入しているものと比較してのことであったらしい。

物品税引き下げを国会へ請願(双眼鏡の物品税は高く 120%であった。しかるに 100%改正の 請願を光学精機工業協会より国会へ請願する)

同年 10月

双眼鏡のサンプル要求あり。

GHQ グリア少佐より双眼鏡のサンプル要求があり、輸出準備申請書を貿易庁経由で GHQ に提出した。

同年 11月

双眼鏡税率改正による新統制価額の告示(11月15日)

同年 12月

GHQ より双眼鏡輸出計画書の提出を求められ、望遠鏡部会より S22 年 7 月~S23 年 6 月までの計画を作成提出する。また GHQ ライアン氏より双眼鏡見本(サンプル)の提出要求があり、7社の製品 11 個を貿易庁を通じ提出した。

(輸出希望会社;日本光学、東京光学、富士写真光機、大船光学、昭和光機、埼玉光学、新 光製作所)

これらの双眼鏡はUSCC(ユーエスコマーシャルカンパニー)により販売された。

その結果、コンパス、マンハッタンノベリティー、アーレンロード、エンタープライズから、 双眼鏡買い付けの引き合いがあった。こうしてわが国双眼鏡輸出の端緒が開かれたのである。

S22年 1月

力を得た光学精機工業協会は検査合格を示す OK マークを制定した。

同年 2月

貿易庁は望遠鏡部会の増渕光正氏に貿易庁輸出局機械金属課勤務を命じ双眼鏡輸出検査事務 取り扱いを委嘱し、双眼鏡輸出再開に備えた。

同年 3月

GHQ より戦後最初の双眼鏡輸出が承認された。種類数量は次ページの通り。

輸出品には占領された日本国を表示する "Occupied Japan"を明瞭に表示するよう義務づけられた。双眼鏡用ケース革は、皮革の統制で製造に困難し、関係方面に陳情したが、入手の見通しがつかず、戦時中の布製ストックケースを代用することについて GHQ の了承を得た。

戦後最初の双眼鏡輸出実績

	製造業者	型式	ブランド	手持数	生産数		
					4 月	5月	6 月
1	日本光学工業(株)	7 × 50	ノバー	100	400	500	500
2	同	6 × 24	オリオン	20	200	200	200
3	同	3.5×	スピカ	1000	500	500	500
4	同	2 ×	カペラ	2800			
5	大船光学機械(株)	7 × 50	オフナー		120	120	120
6	富士写真光機(株)	6 × 24	メイボー	600	700	300	300
7	昭和光機製造(株)	7 × 50	オリエント	25	100	100	100
8	同	6 × 24	オリエント		100	100	100
9	東京光学機械(株)	8 × 30	マグナ				
10	同	6 × 25	レノックス	750	250	250	250
11	同	2.5×	プライド	2000	800	800	800
12	埼玉光学工業(株)	4 ×	サイコー	1000	1000	1000	1000
13	(株)新光製作所	2 ×	シンコー	200	300	500	500
	合	計	-	8495	4470	4370	4370

S22 年 4 月

輸出検査は製造業者の検査技術者の協力を得て、部会が行った。全品検査で不合格はなかった。4回までの検査は下記の通り。

第一回	日本光学	カペラ	2×	830 個	4・7 検査
第二回	東京光学	プライド	2.5×	734 個	4・12 検査
	東京光学	レノックス	6 × 25	300 個	4・12 検査
第三回	大船光学	オフナー	7×50	59 個	4・16 検査
第四回	富士写真光機	後メイボー	6 × 24	610 個	4・23 検査

同年4月

輸出関連書類説明会を望遠鏡部会主催で貿易会館(並木通り)にて開催(4・17)

(出席者;GHQ、貿易庁、日本雑貨、双眼鏡メーカー、輸出業者)

同年5月

輸出懇談会開催 (5・16) 望遠鏡部会主催で GHQ, 貿易庁各担当官出席のもと輸出を喜び合う。 同年 8 月

初輸出 (GHQ 管理貿易のもと双眼鏡の初輸出に成功)

鉱工品貿易公団を通じて初めて双眼鏡が輸出される。

S22年9月

双眼鏡統制価格の改正

7×50 の場合、ケース込みで 8000 円 (本体 6600 円、ケース 1400 円) となった。 この価格が貿易公団価格となる。なお 8×30 はケース込みで 5400 円となる。

S23年1月

ライアン氏の調査報告によると、「昨年初輸出した双眼鏡は米国にて好評」とのこと。

同年3月

第2次に次いで第3次と輸出は順調に続き、第4次(3・10)第5次(6・12)の輸出計画が 決定していった。

同年4月

増渕光正氏は鉱工品貿易公団査収部勤務を命ぜられ、検品、検査事務を委嘱された。

同年5月

光学精機工業協会改組し光学精機工業会となる。

双眼鏡物品税改正 100% → 80%となる。

同年6月

第5次輸出計画決定。

貿易庁から双眼鏡輸出についてインセンティブ・システムを採用するとの発表あり。(4・26 に遡り適用)

Offer Price レートは290円とする。

7×50 IF \$21. 00~23. 00

6 × 24 IF \$11. 60

6 × 30 IF \$11. 75~12. 25

8 × 30 CF \$12. 90

10×50 IF \$24. 00

*但しコート分は\$3.00増し

同年8月

増渕光正氏は貿易庁輸出局検査課勤務を命ぜられ、事務補佐員として輸出双眼鏡の品質検査 を行う(8・15)。

GHQ の管理貿易体制が解かれ、貿易は日本政府の統括するところとなった(8・15)。

第6次輸出計画決定(8・27)

同年9月

対ドル円レートが500円と改められた。(9月10日以降契約したものから)

同年 11 月

第7次輸出計画が決定

同年 12 月

旧陸軍用光学硝子の放出配給

光学硝子不足のもとで、産業復興公団の管理下にあった旧陸軍用光学硝子が双眼鏡製造業に放出配給された。大半は輸入品で十数トンあり、払い下げ価格は BK7 60 円/kg、配給価格は百数十円であった。この放出配給で BK7 の市価を大幅に引き下げる役目を果たした。

*輸出双眼鏡のフロアープライスが改定される。

7×50 IF \$19.00~21.00 ブランドによって異なる

8×30 CF \$12. 50~13. 00

6×24 IF \$11. 20~11. 60

S24 年 1 月

輸出品取締法施行(S23年法律第 153 号)

双眼鏡は第4条の指定品目となる。なお第4条に指定された双眼鏡については貿易公団が品質の検査を行う。

同年3月

第8次生産計画(7社9800個)決定。

同年4月

為替レートの単一化(1\$360円に統一)

いままで 1 \$ 500 円が急に 360 円になったため業者は苦境に追い込まれ、転廃業、倒産が続出した。

同年6月

増渕光正氏は鉱工品貿易公団検査員を命ぜられ、政府貿易輸出手続に基く双眼鏡の検査を行う (6・1)。

同年8月

中小企業等協同組合法の制定

同年 10 月

フロアープライス制の廃止が GHQ より発表された。10・25 より実施

これは、双眼鏡輸出価格下落の直接の原因となった。また民間貿易獲得で双眼鏡の輸出は急成長したが、メーカーの増加も著しかった。

S25年1月

双眼鏡物品税改正(80% — → 60%) される。

同年4月

日本光学工業協同組合設立(初代理事長に大木富冶氏)

同年4月

日本光学機械輸出製造協同組合設立(通称;池袋組合)

S26年1月

輸出貿易管理令の一部改正 (25-12-29 政令第 375 号) により光学機械は許可申請を要する

こととなった。

望遠鏡部会は通産省工業品検査所と協議し、検査原則を制定する。

双眼鏡物品税改正 (60% → 40%) される。

同年4月

輸出品取締法の改正(検査機関の登録制を含む)

同年7月

輸出検査審議会・機械金属部会にて双眼鏡の登録基準の制定

同年 10 月

(財)日本望遠鏡検査協会設立(10月17日許可)

同年 11 月

輸出品取締法の改正により民間登録検査機関制(11・11)が採用され次の三者が登録された。

日本光学工業協同組合(依頼による検査)

旭光学工業株式会社(自社製品のみ検査)

日本望遠鏡検査協会(依頼により検査)

業者間の競争激化 (7×50ZIF、FOB 価格 14, 00 ドル・5040 円に下降)

S27年8月

中小企業安定法成立 (S27 年 8 月 1 日法律第 294 号・S33 年 3 月 31 日廃止)

S28年11月

輸出品取締法の改正により民間検査機関が一本化され日本望遠鏡検査協会が登録機関となり、 双眼鏡はその強制検査品目となった。(11・7)

業者間の過当競争問題化 (7×50ZIF、FOB 価格 13.00 ドル・4680 円に下落)

価格の下落は品質の低下を招き「安かろう悪かろう」の悪評も受ける。

これを憂慮した業界識者は過当競争排除を痛感し全国光学工業協同組合連合会(大山組合、 池袋組合)を設立。これを推進母体として輸出向け双眼鏡製造業業種を中小企業安定法の 指定業種とすべく、行政庁に働きかけた。

S29年4月

光学精機工業協会望遠鏡部会を**日本望遠鏡工業会**と改称

S29年12月

輸出向け双眼鏡製造業業種が中小企業安定法の指定業種となる。(12・7)

日本輸出双眼鏡調整組合設立 (総会 12. 8、説立 S30 年 1 · 22)

過当競争を排除し秩序ある出荷の為の需給調整事業を行う。

- ①出荷数量の制限
- ②販売価格、販売方法の制限

S30年4月

日本輸出双眼鏡調整組合調整規定の認可取得。内容;出荷数量に関する制限

同年5月

5月1日より組合員による自主的な出荷数量の割当制を実施。

S31 年 5 月

調整組合による出荷数量制限実施

需給のバランスは急速に改善されたが、組合員への数量割当の多少が問題となり、S 39 年まで問題は引続いた。

販売方法に関する制限を実施するため共同販売機関として「<u>日本双眼鏡輸出振興株式会社</u>」 設立 (5・30)

資本金 授権資本 5000 万 払込 1250 万

出資者 製造業者 85% (調整組合側 60%、大企業側 25%) 輸出業者側 15%

初代社長 波多野義男氏 (元日本光学社長)

調整規定に販売価格、販売方法に関する制限規定を加え、調整組合と会社が双眼鏡売買に関する団体協約を締結、共販体制整う。調整数量の最低保証;600個/社

同年 12 月

調整数量の最低保証:800個/社に改正

輸出向双眼鏡出荷制限規則「出荷数量制限」発動、施行。

S32 年 4月

調整数量の最低保証:400個/社に改正

大手6社「日本光学、東京光学、富士写真光機、興服産業、岡谷光学、大船光学」で製造している高い価格のものについて**特認貨物制が創設**された。

(特認貨物制:品質、性能および精度が優れており、かつその輸出が他の双眼鏡の需給に著 しい影響を与える恐れがなく通商産業大臣が認定したものをいう)

同年 12 月

「販売価格ならびに販売方法の制限命令」発動、施行。

S 33年2月

輸出検査法施行(2·1)

検査法の施行に伴い、品質基準 (検査基準) は日本工業規格 (JIS7121、7122 S28 年 12·15 制定) で定める基準に改めるとともに、輸出検査基準を定めて施行 (S33 年 2·1)

同年3月

日本双眼鏡開放研究所設立 (3・3) (理事長に松本三郎氏)

設立趣旨;輸出向け双眼鏡の大部分は中小企業において生産されているため、個々の企業が それぞれ試験研究機関をもつことは極めて困難である。よって双眼鏡製作に関係する中小企 業の共同研究機関として常に中小企業の技術的相談相手となり、技術の改善、品質の向上を はかり輸出の振興に寄与せんとするものである。

同年4月

中小企業安定法廃止(3・31)、中小企業団体組織法(施行)

同年5月

同団体法に基づき調整組合を**日本輸出双眼鏡工業組合**に改組(5・1)

事業内容

- (輸出向け双眼鏡製造業に関する指導及び教育、情報又は資料の収集及び提供、調査研究)
- (過当競争の排除と安定事業、出荷方法、出荷価格の制限)
- (輸出向け双眼鏡の共同販売、共同購買)(事業資金の貸付け・借入れ)

同年8月

- 8機種の全面買取販売が開始された。(日本双眼鏡輸出振興株式会社)
- *海外の需要が回復過程に入り、価格が上昇し続けメーカーの採算状況は好転していった。

S34 年 5 月

- 日本輸出双眼鏡鏡体工業組合設立。
- 日本輸出双眼鏡レンズ工業組合設立。
- 日本双眼鏡光学硝子成型工業組合設立

同年7月

双眼鏡製造業者の登録制実施 (7・1)

軽機械の輸出の振興に関する法律施行(7・1)

同年9月

事業協会設立研究会は初代会長に波多野義雄氏 (日本双眼鏡輸出振興株式会社社長)、を推薦 設立準備を整えた。

同年 10 月

軽機械輸出振興法に基づき**日本双眼鏡輸出振興事業協会設立**(10・6)(会長に波多野義男氏、振興会社解散)

事業内容

- 1. 双眼鏡輸出振興事業
- (1)調査事業①海外駐在員の派遣②海外市場調査団の派遣③専門調査機関調査委託事業
 - ④海外資料及び競争見本品購入
- (2) 宣伝事業 ①PR 代理店委託事業 ②宣伝用出版物製作·配付事業③見本市参加事業
- 2. 品質改善、試験研究事業
- (1) 品質改善、試験研究事業の開放委託事業 (2) 技術高度化講習会の開催

S35 年 5月

賀管令による輸出規制「輸出枠割当制」実施

同年8月

日本双眼鏡輸出振興事業協会における実質買取実施(8品目)、低買取保証1期4ヶ月600個

に改正(従来400個)

血統書制度(部品の出荷数量制限の実行確保のためのチェック)の実施

同年 10 月

買取機種 10 機種となる(2 機種追加 10×50ZIF, ZOF)

S 36年 3月

実質買取中止(買取品の累積資金の枯渇により)死蔵品 155、824 個、負債 414、240 千円 同年 5 月

死蔵品処理開始

同年 10 月

販売価格制限廃止(10.1)

S39 年 3月

調整事業廃止 (3・31)

S41 年

S41 年に入って間もなく業界は混乱しはじめる。

同年4月

中小企業近代化促進法の指定業種となる。

物品税課税廃止(推移 S21 年まで 120%、S22 年まで 100%、S25 年まで 80%、S26 年まで 60%、S27 年まで 40%、S32 年まで 30%、S37 年まで 10%、)

S42年 2月

輸出双眼鏡業界体制整備協議会結成(秩序ある輸出を目的として)

構成団体(9 団体)日本輸出双眼鏡工業組合、日本双眼鏡輸出振興事業協会、日本機械輸出組合望遠鏡専門部会、日本望遠鏡工業会、日本輸出双眼鏡鏡体工業組合、日本輸出双眼鏡レンズ工業組合、日本双眼鏡光学硝子成型工業組合、日本輸出双眼鏡レンズ加工工業組合、日本輸出双眼鏡ケース工業組合

S43 年 7月

日本輸出双眼鏡協同組合連合会設立 (8協同組合の連合会)

S44 年 6月

日本双眼鏡輸出振興事業協会解散 (6・30): 日本輸出双眼鏡協同組合連合会が継承 846 年 3月

(財) 日本双眼鏡開放研究所解散、残余財産を財団法人日本望遠鏡検査協会に寄附。

同協会、技術の研究、指導部門を設け、名称を財団法人日本望遠鏡検査·技術協会に改称。 同年4月

日本輸出双眼鏡協同組合連合会が解散し**日本輸出双眼鏡工業組合**が継承

S49 年 2月

天体、地上望遠鏡、ライフルスコープの起業者の有志を発起人として「日本輸出単眼望遠鏡

工業会」が設立される。主として「米国の望遠鏡類の輸入関税引き下げ運動や零化運動」を 展開する。

\$51 年 6 月

<u>社団法人日本双眼鏡工業会創立総会開催</u> (6·16)

(日本輸出双眼鏡工業組合、日本双眼鏡光学硝子成型工業組合、日本輸出双眼鏡レンズ工業組合、日本輸出双眼鏡鏡体工業組合が統廃合)

同年9月

社団法人日本双眼鏡工業会設立許可 $(9\cdot 9)$

\$52年 9月

米国の双眼鏡・望遠鏡関税ゼロ化法案米国上院を通過

\$54年11月

「日本輸出単眼望遠鏡工業会」が国内向け事業者の参加を募り<u>「日本単眼望遠鏡工業会」</u>と 改称。

S55年 10月

米国の双眼鏡・望遠鏡関税ゼロ化が、カーター大統領署名により即日発効。(10・17)

以上が、平成13年に発行された原文(一部訂正)である。

以下、その後の変遷等について追加記載した。

平成 12 年~13 年にかけて業界再編が行われ、現在の社団法人日本望遠鏡工業会に至る。

平成 12 年 4 月

日本望遠鏡工業会(旧)、(社)日本双眼鏡工業会、日本単眼望遠鏡工業会の3団体が合併。(社)日本双眼鏡工業会を存続団体とし他の2団体を解散統合し、(社)日本双眼鏡工業会は名称を(社)日本望遠鏡工業会に変更した。

同年12月末

(財) 日本望遠鏡検査技術協会が解散。

平成 13 年 4 月

(財)日本望遠鏡検査技術協会の残余財産と技術部門事業の一部を(社)日本望遠鏡工業会が継承、4団体の実質的統合により望遠鏡業界の再編が完了した。

この様な戦後の歴史であったが、財務省輸出統計によると、昭和59年(1984年)に国内からの輸出額約243億円、数量約450万台の実績を上げたのをピークに、望遠鏡生産は海外生産に大きくシフトし、生産国からの直接輸出も増大し、現在に至っている。

<双眼鏡製造企業(完成品)の推移>

(1954:昭和 29年~1978:昭和 53年まで)

年	中小企業	大企業	合計
1954	86	7	93
1955	88	7	93
1956	146	7	153
1957	189	7	196
1958	205	8	213
1959	204	9	213
1960	207	10	217
1961	209	10	219
1962	209	10	219
1963	209	10	219
1964	207	10	217
1965	146	9	155
1966	151	7	158
1967	160	7	167
1968	158	5	165
1969	150	5	155
1970	114	5	119
1971	90	5	95
1972	85	5	95
1973	90	5	95
1974	91	5	96
1975	68	5	73
1976	68	5	73
1977	68	5	73
1978	68	5	73

<一般社団法人望遠鏡工業会:会員数の推移>

昭和51年度(1976年)~現在まで

ı						26年(2014年)6月2日現在	
	年度別		正会員数			替助会員数 合語	合計
	元号	西暦	完成品製造	部品製造	計	707777	
	昭和51年度	1976	59	50	109	22	131
	52	1977	52	46	98	18	116
	53	1978	46	33	79	11	90
	54	1979	44	29	73	12	85
	55	1980	41	23	64	8	72
	56	1981	41	22	63	7	70
	57	1982	44	24	68	11	79
	58	1983	42	21	63	12	75
	59	1984	42	22	64	12	76
	60	1985	40	20	60	12	72
	61	1986	36	17	53	10	63
	62	1987	34	16	50	8	58
	63	1988	27	15	42	10	52
	平成元年	1989	30	14	44	17	61
	2	1990	30	14	44	18	62
	3	1991	28	14	42	18	60
	4	1992	29	14	43	16	59
	5	1993	31	14	45	16	61
	6	1994	29	14	43	14	57
	7	1995	25	13	38	12	50
	8	1996	23	12	35	12	47
	9	1997	20	11	31	10	41
	10	1998	19	10	29	11	40
	11	1999	18	11	29	8	37
※ 1	12	2000	29	9	38	4	42
	13	2001	28	7	35	1	36
	14	2002	28	6	34	1	35
	15	2003	27	6	33	1	34
	16	2004	28	6	34	0	34
	17	2005	26	6	32	1	33
	18	2006	26	6	32	2	34
	19	2007	26	6	32	2	34
	20	2008	26	6	32	2	34
	21	2009	26	7	33	2	35
	22	2010	26	7	33	3	36
	23	2011	24	6	30	3	33
※ 2	24	2012	22	7	29	5	34
	25	2013	21	7	28	5	33

注 1、正会員は、工業会の定款上の会員資格を有するものである。

- 2、平成11年度(1999年度)迄は社団法人日本双眼鏡工業会の会員数。
- 3、平成12年度(2000年度)以降は社団法人日本望遠鏡工業会の会員数。
- ※1 公益法人改革により業界再編成により改称
- 4、平成24年度(2012年度)以降は一般社団法人日本望遠鏡工業会の会員数。
 - ※1 新公益法人改革により一般社団法人日本望遠鏡へ移行